

# いじめ防止の基本方針について

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が平成 25 年 6 月 28 日に公布された。

この法律は、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参考にし、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めている。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定している。

また、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、その基準を『他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象児童等が心身の苦痛を感じているもの』と明確にした。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校では（1）未然防止のために、（2）早期発見のための手立て、（3）早期対応の基本的な流れ、の3点をいじめ対策の中心に据え、「いじめ」の防止と早期発見に努めていくこととする。

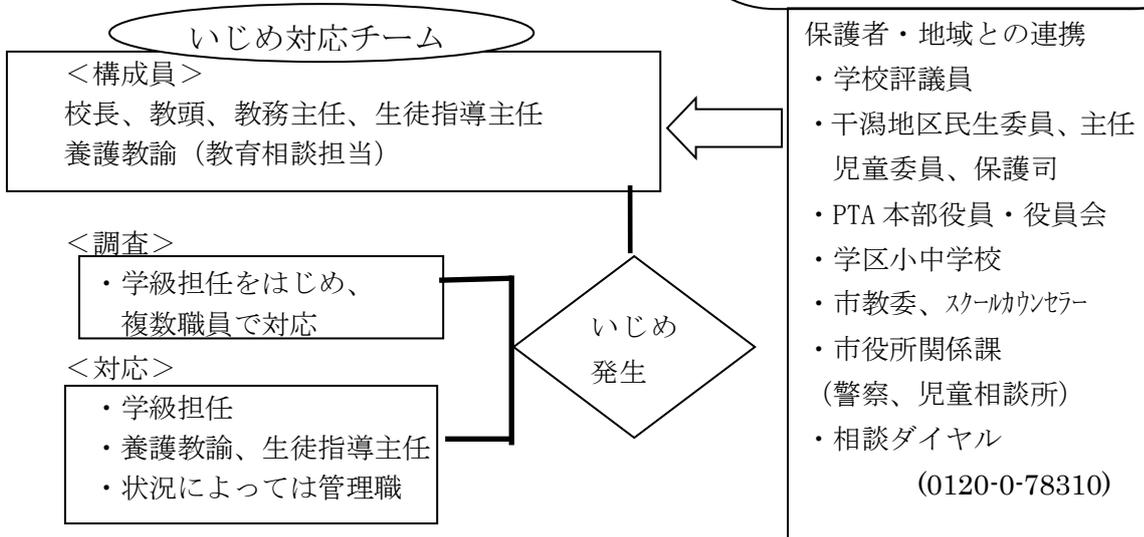
本校は小規模校で子ども達は、保育所から共に生活しながら成長してきており、仲が良い。また、明るく素直で言われたことや指示されたことは進んで取り組み元気に挨拶や返事ができる児童が多く、地域での繋がりが強いいため上級生は下級生の面倒をよく見る傾向がある。

しかしながら、自分の考えで判断し、進んで行動しようとする力に欠ける児童が多いように見受けられる。いじめアンケートや命を大切にするキャンペーンの感想などをみても、「いじめはいけない」「命は大切なもの」等の意見が聞かれるが、観念的な理解、ことばとしての理解にとどまっているように思われる。

一度困難なことに出会うと自分で解決する力は弱い傾向があるので、いじめの未然防止に力を入れ、「いじめ」をしない態度の育成や「いじめ」に合ったいろいろな方法で解決する能力を身につけさせていく必要がある。

以下のメンバーは、状況によっていじめ対応チームの構成員とする。

## 1 組織図



## 2 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	チーム会議 指導指針 指導計画  保護者会等による啓発		事案発生時、緊急対応会議の開催			チーム会議 情報共有 2・3学期の計画
未然防止	いじめ実態把握  ↓ 道徳・特別活動 計画への反映	命を大切にするキャンペーン  学級づくり 人間関係づくり	インターネット の学習（高学）	保護者対象 インターネット学習		学級づくり 人間関係づくり
早期発見		いじめ・セクハラ アンケートの実施  教育相談週間				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		事案発生時、緊急対応会議の開催		いじめ基本方針 の確認		チーム会議 本年度のまとめ 来年度の課題
未然防止	学級づくり 人間関係づくり					
早期発見		いじめ・セクハラ アンケートの実施  教育相談週間		学校評価アン ケートの実施  いじめ・セクハラ アンケートの実施		

## 3 具体的な対応

### (1) 未然防止のために

#### ① 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させ、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・「命を大切にするキャンペーン」での集会活動の充実や標語等の募集などを通していじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りをしていく。
- ・千葉県教育委員会からの「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピアサポート）」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。

## ② 道徳教育の充実

- ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切であり、その中核となる道徳の授業の充実を図る。
- ・道徳の授業では、県で作成した道徳教育映像教材やNHKの映像資料などを学級の児童の実態に合わせて活用し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養っていく。

## ③ 体験教育の充実

- ・子どもたちが自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見させるために教育活動の中で体験的な活動を充実していく。
- ・いきいきプランを活用して体験的な活動の機会を増やし、外部講師を活用した教育活動を行うことにより体験の機会を多く設けるよう心がけていく。

## ④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業において、教師が子どもに考えや思いを分かりやすくきちんと伝えることや教師が子どもの考えや思いを肯定的に受け止めることで、子どもとのコミュニケーションが円滑にし、考えや思いを共有・共感するようにする。校内研修の重点の一つとしても取り上げていく。
- ・現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会、特に校内においては異学年交流活動を積極的に取り入れていく。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。  
（「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピアサポート）」再掲）

## ⑤ インターネット教育の充実

- ・ネットいじめが起きた場合は、ネットとリアル（現実）の両方の現状を見ながら指導を行う。
- ・教師がネットの特性をよく知ったうえで、ネット上での適切な読み取りや書き込みができる力（情報リテラシー）やモラルを、根気よく教えてくようにする。相手の立場に立ってものを考え、ネット上で人を傷つけない適切な発言ができる力も、悪意の書き込みに出合ったときに冷静な対処ができる力も、育成していく。保護者とともにインターネットによるいじめを考えていくために、インターネットにかかわる授業を公開したり、講師を招聘したインターネットモラル授業を実施したりしてインターネットにかかわる授業の充実を図っていく。

### （２） 早期発見のための手立て

#### ① 日々の観察

- ・休み時間や昼休みは職員も運動場に出るように心がけ、遊びを通しての人間関係の構築・観察をするように心がけていく。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

#### ② 観察の視点

- ・成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を

中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。

・気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

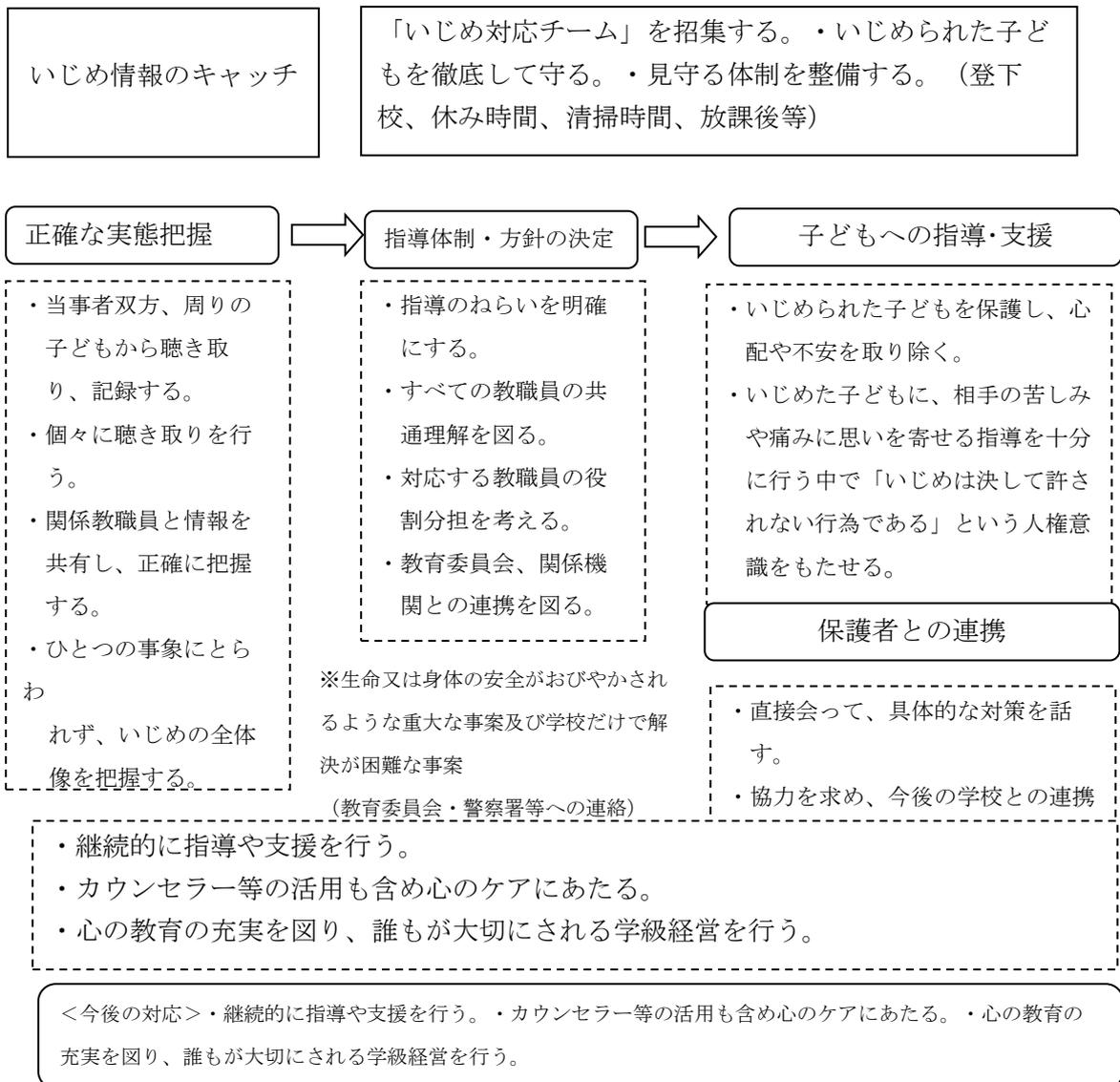
### ③ 教育相談（学校カウンセリング）

- ・教職員と子どもたちの信頼関係づくりを心がけ、日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境を構築していく。
- ・定期的な教育相談週間（5月、11月）を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

### ④ いじめ実態調査アンケート

- ・実態に応じて随時実施することを原則とするが、学期に1回以上実施する。
- ・アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。
- ・常設の相談ポストを設置する。

## (3) 早期対応の基本的な流れ



※ 本校「いじめ防止の基本方針」が適切に機能しているかPDCAサイクルで見直しを行っていく。

#### (4) いじめの重大事態への対応

##### ① 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

##### ② 重大事態の報告・調査

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 調査は、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

オ 上記調査結果は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。